

山中比叡平里山倶楽部 会則

(名称)

第1条 山中比叡平里山倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 主たる事務所を大津市比叡平二丁目 35-16 に置く。

(目的)

第3条 当該地域を緑地及び森林公園として整備し、住民が散策・花見・山菜とり・昆虫採集などに活用できるようにする。あわせてバイオマスの活用とシカ・イノシシ等の食害とナラガレ被害にも対処する。

(活動内容)

第4条 当該地域のゴミ収集、道路整備、植樹、枯れ木の駆除、花見会や散策などの行事を実施する。

(会員)

第5条 会の目的に賛同する住民はすべて会員となることができる。

(幹事会)

第6条 会員の中から幹事数名を選出する。幹事の中から代表1名を互選する。月1～2回の幹事会を行う。

(総会)

第7条 年1回の総会を開催する。総会において次の事項を審議・決定する。

- ① 事業計画および収支予算
- ② 事業報告および収支決算
- ③ 幹事の選任

(事業年度)

第8条 本会の事業・会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則) この会則は平成24年3月5日より施行する。